

生徒心得

本校生徒は、三綱領五学規の精神に則り人格の完成を目指し、互いの基本的人権を尊重するとともに、法令を遵守し、相互扶助の精神をもって主体的に学校生活を送るよう心がけなければならない。

1 学校に対する届出又は許可を必要とするもの

(1) 届出

①欠席・早退・遅刻・公欠・忌引の場合

※注意事項 授業又はホームルーム等を3回遅刻した場合は欠席1とする。早退もこれに準ずる。

②現住所を変更した場合（下宿する場合も含む）

③本人または同居者に感染症が発生した場合

④運転免許を取得した場合

⑤遺失物及び拾得物があった場合

(2) 許可

①学校の施設・設備を使用する場合

②学校管理下の教材、教具を使用する場合

③登校後にやむを得ず外出する場合

④自動車学校に入校する場合

⑤原動機付自転車、自転車での通学を希望する場合

⑥アルバイトをする場合

2 忌引と生徒会慶弔規程

(1) 忌引は下記の日数内とする。但し、葬祭が遠隔地の場合はそれに参列するために要した往復の日数を忌引日数に加算できる。

父 母 7日 祖 父 母 3日 兄弟姉妹 3日

伯叔父母 1日 曾祖父母 1日

(2) 弔慰金・見舞金は次のとおりとする。

①生徒の死亡：香典10,000円と供花

②生徒の父母（またはこれに代わる保護者等）・教職員の死亡：香典5,000円

③生徒及び教職員が災害等により著しい被害を受けたときは、状況に応じて協議の上、見舞金を贈ることができる。

3 服装に関する規程

(1) 服装

①正装は本校指定のブレザー、スラックス又はスカートを着用し、シャツは本校指定の白いボタンダウン又は白いワイシャツ若しくは白いブラウスとする。

②略装として本校指定のベスト又はセーター、市販の白いYシャツ若しくはブラウス（半袖可）又は白いポロシャツの着用を認める。

③本校指定のネクタイ又はリボンの着用を認める。

(2) 靴

- ①外履きは靴又は運動靴とし、サンダル等は禁止する。
- ②内履きは学校指定のものを着用する。

(3) その他

- ①服装、頭髪等はすべて清潔、質素を旨とする。
- ②授業内容等によっては担当者の指示に従うこと。

4 アルバイトに関する規程

- (1) アルバイトは保護者等の責任の下、許可制とする。
- (2) アルバイトを希望する場合は担任と面談を行い、「アルバイト許可願」を提出する。担任からアルバイト先を確認してもらい、規程に違反していない場合は「アルバイト引受承諾書」を受け取る。その後事業主から記入してもらい、担任に提出し、校長の許可を受ける。
- (3) ただし、以下の場合はいかなる理由があっても認めない。
 - ①学校生活に支障をきたす場合
 - ②学業成績不振の場合
 - ③考査1週間前及び考査期間中
 - ④宿泊を伴うもの
 - ⑤酒類のサービスを主とする店（居酒屋や焼き肉店などの昼食時間帯は除く）・浜茶屋・ゴルフキャディ・カラオケボックス・その他危険を伴うもの

5 スマートフォン等に関する規程

情報端末機（ゲーム機・音楽プレーヤー・タブレットなど）含む
※但し、学校が貸与している学習用タブレット端末を除く

- (1) 登校後（SHR前）に電源を切って個人ロッカー又は自分のカバンに入れる。
- (2) 授業時間帯（10分休み含む）は取り出すことはできない。
- (3) 昼休み時間の使用は可とする。但し、歩きながらのスマートフォン等の使用は禁止とする。
- (4) 昼休み終了の予鈴が鳴ったら、電源を切って個人ロッカー又は自分のカバンに入れる。
- (5) 清掃終了後、使用は可とする。

6 特別指導

生徒が法令及び本規定等に違反した場合には、教員は校長の指導・了承の下、当該生徒に対して特別な指導を行うことができる。

7 生徒心得の改正手続き規程

- (1) 校長は、1学期に開催するPTA総会、生徒総会、学校評議員会、職員会議の各組織において、生徒心得を見直す機会を設ける。校長が見直す必要があると判断した場合には校則検討委員会を設置し検討する。
- (2) 検討規準

- ①法令，規則に則っているか
- ②教育的意義が存在しているか
- ③生徒が安心・安全に生活できるか
- ④経済的負担を考慮しているか

付則

平成 21 年 3 月 23 日一部改正	令和元年 8 月 23 日一部改正
平成 24 年 4 月 6 日一部改正	令和元年 10 月 24 日一部改正
平成 29 年 4 月 24 日一部改正	令和 4 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 1 月 29 日一部施行	令和 5 年 12 月 25 日全面改正